

# 令和4年度の 国民健康保険税

期限内納付に  
ご協力ください

## 軽減・減免制度

国民健康保険税には、低所得者の負担を軽減するための「軽減制度」や、特別な事情が生じた場合の「減免制度」があります。

### ◆軽減制度

前年中の所得が一定の基準以下の世帯は、保険税のうち均等割が軽減されます。軽減の割合は、世帯の所得に応じて7割・5割・2割です。さらに、18歳以下（高校3年生相当）の被保険者がいる場合、その人数分の均等割が5割軽減されます。※所得の申告をしていない場合は軽減の対象となりませんので、必ず申告をお願いします。

### ◆減免制度

火災や天災などで財産に大きな損害を受けた、事業の不振などにより所得が著しく減少したなどの理由で、保険税の納付が困難な場合

には、申請によって保険税の一部が減免される制度があります。

### ◆75歳になる方の被扶養者の減免制度

75歳になる方が、会社の健康保険などから後期高齢者医療制度に加入することにより、その被扶養者の方（65歳〜74歳）が国民健康保険に加入する場合、申請により保険税の一部減免が受けられます。

## 国民健康保険税の納付

国民健康保険は、私たちが安心して医療を受けるための国民皆保険制度の根幹となるもので、それを支えるための大切な財源が、国民健康保険税です。期限までに必ず納めていただくようお願いいたします。

納付方法は次のとおりです。

### ◆普通徴収の方

普通徴収とは、納付書や口座振替で納めていただく方法です。

7月中旬に納税通知書（一般納付分・口座振替分）を送付します。金融機関やコンビニなどで納付をお願いします。

### ◆特別徴収（年金天引き）の方

特別徴収とは、年金受給額から天引きする制度により納めていただく方法です。7月中旬に本徴収（10月・12月・2月）の納税通知書兼特別徴収額通知書を送付しますのでご確認をお願いします。

### 問 保険年金課

☎0297(21)2187

国民健康保険は、病気やけがをした場合に安心して医療を受けることができるよう、加入者が普段から保険税を納め、医療費の負担を支えあう、助け合いの制度です。

令和4年度から、国民健康保険税は、前年の所得に応じて賦課される所得割と、加入している被保険者の人数に応じて賦課される均等割の2方式に統一されました。

